

令和4年第2回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和4年8月19日(金)午後6時00分～6時50分
場 所	市役所9階 議会大会議室
出席委員	坂本委員、野村委員、加藤委員、館山委員、阿部委員、宮島委員、渡邊委員
事務局	岩倉市長、野見山部長、相原次長、長崎課長、銅課長補佐、青木副主幹、 浅野総務係長、五十嵐主任主事、片山主事
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 開 会2 部長挨拶3 報告事項<ol style="list-style-type: none">第1号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱について第2号 第21回定例会以降の市議会の結果について第3号 令和3年度国民健康保険事業会計決算について4 協議事項 市長からの諮問 苫小牧市税条例の一部改正について5 その他

課長 開会の前に事務局から報告事項がございます。
保険医を代表して運営協議会に参加していただきました鶴野委員が辞任されたため、委員の改選がございます。新任の委員につきましては、後ほど報告事項第1号で御紹介をさせていただきます。
また、本日は、多田委員、遠藤委員、新谷委員が所用のため欠席しております。
報告は以上でございます。それでは、ただいまから令和4年第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

課長 本運営協議会に対し市長から諮問がありますので、会長に諮問書をお渡しいたします。市長よろしく願いいたします。

市長 (市長から会長へ諮問書手渡し)
苫小牧市税条例の一部改正について
このことについて、国民健康保険法第11条に基づき、貴会の意見を求めますので、よろしく御協議をお願いいたします。

課長 市長より御挨拶申し上げます。

市長 開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。
本日は、コロナ禍において2年ぶりの対面開催となりますが、皆様、御多忙のところ、苫小牧市国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新たに委員をお引き受けいただいた阿部 苫小牧歯科医師会 会長には、本市の国民健康保険事業に保険医を代表する立場から御助言いただきますようよろしくお願いいたします。
さて、国保を取り巻く環境は、少子高齢化による構造的な問題に加えて、コロナ禍という特殊事情も重なり、先行きが不透明な状況が続いております。
この厳しい状況の中でも、高い収納率を維持しており、財政運営主体が都道府県化された平成30年度以降は、黒字決算分を毎年度基金に積み増しし、一定の残高を確保している状況でございます。
今後におきましても、健全な事業運営に向けて、収納率の向上や各種保健事業について、気を引きしめて取り組んでまいりたいと考えております。
本日は、先ほど諮問させていただきました「苫小牧市税条例の一部改正」や「令和3年度の決算報告」などについて、御審議いただきます。詳細は、後ほど担当から説明させますが、委員の皆様から忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。
最後になりますが、委員皆様の御健勝を御祈念申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

課長 市長は、次の公務のためここで退席いたします。

市長 (退席)

課長 それでは、以後の議事進行を会長にお願いいたします。

会長 報告事項第1号「国民健康保険運営協議会委員の委嘱について」事務局より報告願います。

部長 報告第1号、国民健康保険運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。
保険医又は保険薬剤師を代表する委員である鶴野 慶治（うの けいじ）委員が令和4年2月7日付で辞任されたことに伴い、2月8日付で苫小牧歯科医師会 会長の阿部 雅人（あべ まさと）先生に委員を委嘱させていただきました。
なお、任期は前任の鶴野委員の残任期間となりますので、令和4年2月8日から令和6年12月31日までとなっております。
報告第1号については、以上でございます。

会長 以上の報告につきまして、質問などございませんか。
御質問がなければ次の事項に進みたいと思います。

会長 報告事項第2号「第21回定例会以降の市議会の結果について」事務局より報告願います。

部長 報告第2号、第21回定例会以降の市議会の結果について御説明いたします。
議案書の2ページをお願いいたします。
前回の運営協議会以後に開催された市議会の内容でございますが、令和4年2月17日から3月11日まで開催された第21回定例会では、国保に関する議案として「令和3年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算」及び、本年2月の運営協議会で御承認をいただいた「令和4年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計予算案」を提出し、可決されております。
このうち、令和4年度予算案については、予算審査特別委員会において審議され、6人の委員から保健事業の取組などについて御質問をいただきましたので、その主な内容を御紹介いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

始めに、重症化予防事業について、糖尿病治療の必要がある未治療者への受診勧奨や、かかりつけ医と連携した保健指導によって糖尿病の早期発見、早期治療につながっており、令和4年度についてもレセプトデータを活用するなど、より効率的かつ効果的な予防対策を行っていく旨をお答えしております。

次に、治療用装具の代理受領制度につきまして、国において議論が進んでいない状況であることから、引き続き、北海道市長会などに対して制度の検討促進、早期導入について要望していく旨をお答えしております。

部長 次に、就労者の精神疾病予防について、ストレスチェックの受検者数の増に向け、事業者が加入する団体へのPRなど、令和4年度に予定している取組についてお答えしております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する施策についてですが、予算委員会時点では、国による保険税の減免や傷病手当について制度継続の通知が示されておりましたが、その後、令和4年3月14日付で、制度継続の通知があり、広報紙や市の公式LINEなどで周知を図り、順次、申請の受付を行っております。

4ページをお願いいたします。

次に、窓口の民間委託について、民間委託に伴う財政効果のほか、民間事業者のノウハウを活用した効果的な運用により、窓口待ち時間の軽減などの市民サービスの向上が期待できる旨をお答えしております。

次に、令和6年度に予定されている保険税水準の統一について、北海道への納付金の見込みや、税率改正に伴う激変緩和の対策についてお答えしております。

最後に、令和4年度から始まった未就学児に係る均等割の軽減について対象世帯や軽減額についてお答えしております。

以上で、報告第2号「第21回定例会以降の市議会の結果について」の説明を終わらせていただきます。

会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などございませんか。

A委員 私から質問をさせていただきたいと思います。

1点目は重症化予防事業についてレセプトデータ活用においてマイナンバーの普及が必要だと考えますが、市としてはどのように取り組んでいるのかお聞きしたい。

2点目は重複診療や多剤投薬の防止の取り組みにより医療費の削減や医療当局の負荷の軽減にもつながると思いますので、市の取り組みをお聞きしたい。

課長 重症化予防については受診勧奨の取り組み、また、多剤投薬の防止につきましてはレセプトデータの活用がされているところです。

また、これまで保険者として重複・頻回受診の指導業務を行っており、令和3年度は速報値であります。約420万円の医療費削減効果がございました。

今後も保険年金課としてはこの取組を基本とし、また、令和3年10月よりマイナンバーカードによるオンライン資格確認により、他の医療機関の薬剤処方の情報共有ができるようになったことから、将来的には、マイナンバーカードの取得や医療機関によるオンライン資格確認の普及が重複や多剤投薬の防止や医療費削減につながるものと考えております。

なお、令和4年7月末現在の苫小牧市のマイナンバーカード普及率は約46%、苫小牧市国保加入者のマイナンバーカード保険証利用申込率は約16%、市内医療機関のオンライン資格確認実施率は約28%となっており、今後のカードの普及などが調剤薬局業務も含めた環境整備のキーポイントになるものと考えております。

A委員 マイナンバーカードをより多くの人に持ってもらおうということですね。

課長 はい。マイナンバーカードの普及は、国の責任において取得の促進に取り組んでいるものですが、国保担当部署としましても国保だよりやホームページを通じて普及啓発を行うほか、他部署とも連携していきたいと考えているところであります。

A委員 では、次回の国保運営協議会開催時にマイナンバーカードの普及率などの数値がどれだけ上がるか楽しみですね。

部長 9月末までマイナポイントが最大2万ポイント付与される取り組みを行っていきまして、国の方でも一生懸命マイナンバーカードの普及に取り組んでいるところでございます。

本市としましてもICT推進室が中心となってマイナンバーカードの普及について、さらに加速をさせていこうと考えているところですが、苫小牧市のマイナンバーカード普及率46%は北海道の平均普及率に比べて約3ポイント程高くなっています。

国の平均取得率と比べるとだいたい同じとなっていますので道内他市と比べると多少は取得率が高い状況になってはいますが、それに甘んじることなく取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

A委員 担当部長から力強いお言葉をいただいたので今後のマイナンバーカード普及率に期待したいと思います。

会長 他に意見はございませんか。なければ次の事項に進みたいと思います。

会長 続きまして、報告事項第3号「令和3年度 国民健康保険事業会計決算について」事務局から報告願います。

課長 報告第3号、令和3年度国民健康保険事業会計決算について御説明いたします。議案書の5ページと6ページに決算の概況と被保険者の加入状況、保険給付費等の推移について、グラフを掲載しております。

また、別添の資料1「令和3年度決算状況等について」におきまして、歳入・歳出それぞれの総括表と各項目の説明、本市の令和3年度における医療費適正化や収納率向上の取組について掲載しておりますので、これらの資料により説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

令和3年度国民健康保険事業会計決算は、歳入総額155億8,911万1千円、歳出総額154億9,328万3千円で、歳入歳出差引額9,582万8千円を翌年度に繰越しております。この繰越金につきましては、9月の議会に補正予算を提出し、全額を基金に積み立てる予定でございます。

令和3年度の決算は、収支上約9,583万円の黒字となりましたが、この中には精算により翌年度に国庫等へ返還しなければならない約746万円が含まれているため、実質的な収支としては約8,837万円の黒字と捉えております。

次に議案書の6ページをお願いいたします。

4つのグラフを掲載しておりますが、左上のグラフが、国保の加入状況の推移でございます。このグラフは年度平均での世帯数、被保険者数の推移を示しておりますが、平成23年度をピークに世帯数、被保険者数ともに減少しております。

加入者の年齢構成などを勘案しますと、今後も後期高齢者医療保険への移行による被保険者数の減少が続くものと考えております。

次に、右上のグラフが、国保税の現年度調定額と収納率の推移でございます。収納率につきましては、ほぼ前年度同率の93.98%でございました。

下段の表でございますが、左が保険給付費、右が都道府県化による北海道への納付金の推移となっております。左下の保険給付費につきましては、保険給付費総額は減少傾向となっておりますが、1人当たりの給付費は、加入者の高齢化や医療の高度化もあり増加傾向となっております。

次に右下の納付金でございますが、こちらは北海道へ納付する国民健康保険事業費納付金の推移を示しています。納付金の総額は減少していますが、1人当たりの納付金額は横ばいとなっております。

課長

続きまして、歳入歳出の各項目について御説明いたします。

別添の資料1「令和3年度決算状況等について」を御覧ください。

1 ページ上段に歳入の総括表を掲載しておりますが、この中で予算現額Aと決算額Bとを比較した差引B-Aの大きな項目などについて、説明させていただきます。

①国民健康保険税は、予算に対し収納率が向上したことにより、5,908万1千円の増となりました。

2 ページを御覧ください。

上段に過去5年間の収納率の推移を表にしておりますが、令和3年度の「総計」の欄で、現年課税分が93.98%（前年比0.03ポイントの減）、滞納繰越分が25.29%（前年比1.76ポイントの減）、合計が82.56%（前年比で0.35ポイントの増）でございました。今後も収納率向上に向け、地道な取組を継続してまいりたいと考えております。

③道支出金は、予算に対して、2億6,272万8千円の減となりました。これは歳出の保険給付費の減に伴い、その財源である普通交付金が減となったものです。先程も触れましたが、このうち普通交付金と特定健診の交付金については概算で交付されているため、実績に基づく精算により、約746万円を令和4年度中に返還する予定となっております。

3 ページを御覧ください。

⑤繰入金は、予算に対して933万5千円の減となりました。その内訳としましては一般会計繰入金の減でございしますが、職員給与や事務費に対して繰入されているものが歳出額の減少に伴い減額となったものです。

次に歳出でございします。4 ページを御覧ください。

上段に歳出の総括表を掲載しておりますが、歳入と同様、予算現額と決算額とを比較した不用額の大きな項目などについて御説明いたします。

①総務費は、予算に対して1,006万7千円の減となりましたが、これは職員給与等が執行残となったものでございます。

②保険給付費は、予算に対して2億5,076万4千円の減となりましたが、これは療養給付費等が見込んでいた件数より減少したことにより執行残となったものでございます。

5 ページを御覧ください。

⑥保健事業費は、予算に対して2,031万7千円の減となりましたが、これは主に特定健康診査委託料等の執行残でございします。

6 ページを御覧ください。

⑦基金積立金は、当初予算額15万1千円に対し、1億3,020万1千円の増額補正を行っておりますが、これは前年度決算の剰余金を基金に積み立てるための補正予算であり、当初予算編成時には前年度の決算額がわからないため、補正予算で対応しているものとなります。歳出の主な要因については以上となります。

次に、7 ページを御覧ください。

過去の収支状況と、平成22年度に設立した基金の残高の推移を表にしております。

平成22年度以降の5年間の推移を見ますと、保険税収の減少と、保険給付費や制度納付金などの歳出の増加に伴い、収支が悪化の傾向にありましたが、平成27年度から収支が大幅に改善されております。

基金残高につきましては、令和3年度末で12億3,970万3千円となっております。

次に、8 ページに本市の令和3年度における、医療費適正化・保健事業、収納率向上及び市民サービス向上・業務効率化についての主な取組内容を記載しております。

このうち、令和3年度から開始した新たな取組について御説明いたします。

収納率向上の取組につきましてクレジットカード決済の導入を開始し、広報誌やお便りで周知するなど普及促進を図っております。

また、市民サービスの向上・業務効率化の総合窓口フロア運用の取組ですが、令和4年10月からの総合窓口フロアの窓口等の包括的な業務委託に向け、令和3年度では、事業者の選定作業を行い、令和4年2月より業務の引継ぎ作業を開始しております。

令和3年度の取組を今後も継続して実施し、国民健康保険事業会計の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

会長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などございませんか。

- A委員 コロナの影響についてお聞きします。
新型コロナウイルスの影響で、収入が減少した方に減免を行っていると思いますが、影響額はどのくらいだったのか。また、収納率にどのような影響があるのかお聞きしたい。
- 課長 令和3年度のコロナの影響による減免額は約2千万円ございました。
なお、コロナの影響による減免額は国や北海道により補てんされることから、減収の影響はないと捉えております。
また、全体の調定額から減免分は差し引かれ、分母が減となることから、収納率の低下が抑えられたと捉えております。
- B委員 一般的な質問ですが、市長からもお話がありましたように基金の残高が非常に順調に運営できていると思うのですが、他市と比較してどうなのか。優秀なのか標準なのかお聞きしたい。
- 課長 平成30年度から都道府県化に伴い、北海道と共同保険者として、それぞれの市町村が運営しております。他市町村の具体的な基金保有額は把握しておりませんが、多くの市町村では一定の基金を保有していると伺っておりますが、一方で保有に至っていない市町村もあると伺っており、保有額は大きく差があると捉えております。
なお、基金の在り方や保有の目安額については、北海道から明確に示されていないところでございますので、今後の課題と捉えております。
- C委員 私の方からは保健事業費についてお聞きします。
特定健診とがん検診の事業などとても良いことをやっていると思うのですが、今回の決算値では減少しています。
やはりコロナが流行していると、あえて病院に行って健康診断を受けようと思う人は少なくなったのではないかと考えています。せっかくやっていたら保健事業を来年度は活用していただけたらありがたいなと思います。
- 課長 保健事業に関する状況を説明させていただきます。
コロナ禍前の令和元年度における特定健診の受診率は37.5%まで伸びていましたが、コロナ禍の令和2年度、3年度は受診率が減少し令和3年度受診率の速報値で32.9%ということで受診率の回復には至っていない状況であります。
今後まずはコロナ禍以前の受診率の水準に近づけるように、健診の受診勧奨等を行える状況であれば積極的に行い、受診率向上に取り組んでいきたいと考えています。
- A委員 先ほどB委員から質問のありました基金の活用についてですが、12億円も貯まっているので市として活用方法について考えていないのでしょうか。
また、将来的な保険税率統一も控えている中で、ある日突然国や道に召し上げられるということはないのでしょうか。
- 課長 基金の保有や活用方法については、先ほど申し上げたように北海道から具体的な考えが示されていないので、市としての考えは、まず特定健診やがん検診費用の助成等の保健事業に活用させていただくよう考えております。
その他には、保険税率の統一に向けて段階的に税率の見直しが必要となった際、被保険者負担の激変緩和策としての活用も考えています。
- A委員 基金を貯めこむばかりではなく、被保険者の皆さんのために使うことも考えないといけな
いですね。わかりました。
- 会長 他に意見がなければ次の事項に進みます。
それでは、協議事項第1号「市長からの諮問事項について」事務局から説明願います。

部長

協議事項第1号、市長からの諮問事項、苫小牧市税条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

1. 改正内容でございますが、現在、99万円となっている本市の国民健康保険税の課税限度額を、令和5年度より、国で定める法定限度額と同額の102万円となるよう、3万円の引き上げを行うものとなります。

2. 国の課税限度額の経過でございますが、国では、被用者保険とのバランスを考慮して、段階的に課税限度額の引き上げを行っており、令和4年度の法定限度額は、102万円となっております。

3. 本市の課税限度額の経過と改正理由ですが、本市ではこれまでも、所得に応じた保険税負担の公平性を確保する観点から、本運営協議会にもお諮りしながら、国に準じて課税限度額を改正してまいりました。

令和4年度の本市の限度額は、昨年12月の市議会定例会にて、当時の法定限度額である99万となるよう条例改正を行ったのですが、国では、その後先ほど申し上げた102万円への引き上げを行ったため、苫小牧市と国の限度額には3万円の乖離が生じている状況です。

4. 令和4年度の道内35市の状況でございますが、法定限度額の102万円と同額となっている市が27市、99万円となっているのが本市を含め8市となっております。

本日は、この課税限度額の引き上げについて委員のみなさまの御意見を伺いたいと思っております。

内容の詳細につきましては、保険年金課長より説明いたします。

課長

協議事項第1号について資料2を用いて御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

課税限度額は、国がサラリーマンなどが加入する社会保険等とのバランスを考慮し、基準額を決定しております。

(2)の表にありますように、国の基準額に合わせて苫小牧市の課税限度額も段階的に改正しております。

5ページの改正案につきましては先ほど部長が説明したとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

課税限度額改正によるイメージ図でございますが、こちらの②に該当する部分の影響額が7ページにあります影響調定額の合計478万2,500円となります。

仮に課税限度額を改正せず、その影響額分の税収を確保するとしたら、6ページのイメージ図①のように低中間所得者層も含めた広い層のみなさまに負担をしていただかなければなりません。

国民健康保険の相互扶助の観点により、国の定めた基準の範囲において所得の高い層のみなさまに御負担をいただき、制度運営を図っていくため改正が必要であると考えております。

8ページをお願いいたします。

今後のスケジュールとしましては、本運営協議会で御承認をいただけましたら、9月市議会定例会の厚生委員会において概要説明を行ったのち、10月上旬にパブリックコメントにて市民のみなさまにお諮りし、12月市議会定例会にて条例改正案を提出する考えであります。

以上で協議事項第1号の説明を終わらせていただきます。

会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などございませんか。

A委員 国の法定限度額との関係性はよくわかったのですが、国に追随してすぐ課税限度額を上げる場合と数年経ってから課税限度額を上げる場合があったように記憶していますが、その違いは何ですか。

課長 過去には国の法定限度額と乖離していたこともありましたが、平成30年度の都道府県化以降、それぞれの市町村から北海道へ納付金を納める代わりに北海道全体の医療給付費を北海道が賄っております。
納付金の算定には法定限度額を用いて計算しているため、すぐに法定限度額まで上げる必要があります。

A委員 よくわかりました。法定限度額との乖離があった過去の反省を活かしているということですね。

課長 都道府県化前と後では状況は異なりますが、納付金制度が始まったことが大きな要因と考えています。

会長 議論をつくしたものと思われまので、このことをもちまして答申したいと思います。事務局の方で文案がありましたら、読み上げていただけませんか。

課長 それでは文案について、私の方から御提案させていただきます。令和4年8月19日付で諮問のあった苫小牧市税条例の一部改正について、慎重に審議した結果、改正することが適当であるので答申します。以上でございます。

会長 皆様、これでよろしいでしょうか。

(委員の承認)

会長 答申につきましては、私が後日、市長にお渡ししたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員の承認)

会長 その他、事務局から何かございますか。

課長 次回の運営協議会の日程等については、あらためて連絡いたします。

会長 これをもちまして、令和4年第2回運営協議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。